

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)1 月 31 日

契 約 担 当 課 名	社会教育課・くらし支援課
発 注 担 当 課 名	社会教育課・くらし支援課
契 約 名 称	若者支援総合相談窓口等事業委託業務
契 約 内 容	若者支援総合相談窓口等事業委託業務
契 約 締 結 日	令和 7 年 2 月 13 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年 2 月 13 日から令和 10 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	一般社団法人 キャリアブリッジ
契 約 金 額	53,649,180 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) 若者支援総合相談窓口等事業の目的は以下の 2 つである。①社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、関係支援機関の紹介、情報提供、助言、必要な支援のコーディネートを行い、支援につなぐことで若者の自立を支援する②ひきこもり支援ステーション及び他の相談窓口におけるひきこもりに関する相談に対して、ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援する。 多様で複合的な課題を有する若者やひきこもり当事者等の支援にあたっては、専門家による支援体制の構築、具体的な支援方法に関するノウハウや実績等が必要であることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行い、優先交渉権者となった一般社団法人キャリアブリッジとの随意契約を行うものである。